

公立大学法人京都市立芸術大学職員兼業規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条第2項の規定に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の兼業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、本学における職務以外に、次の各号に掲げる地位を兼ねる場合をいう。

- (1) 商業、工業、金融業等利潤を得て、これを構成員に配分することを主目的とする企業体で、会社法上の会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を営む団体（以下「営利企業」という。）の役員、顧問、相談役及びこれに準ずる職を兼ねること（営利企業の役員兼業）。
- (2) 職員が自己の名義で営利企業を経営すること（名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む（以下「自営の兼業」という。））。
- (3) 営利企業の事業若しくは事務に従事すること（以下「営利企業の兼業」という。）。
- (4) 医療法人、社会福祉法人、学校法人、特殊法人、公益法人及びその他法律に規定する法人の役員の職又はその事業の職を兼ねること。
- (5) 公立学校若しくは私立学校、専修学校、各種学校等の教育施設等で教育に関する事業又は事務の職を兼ねること。
- (6) 国又は地方公共団体に重要事項を調査・審議するために設置されている審議会等の委員等の非常勤の職又はこれらに準ずる非常勤の職を兼ねること。
- (7) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人又は国若しくは地方公共団体の行政機関の職（国立大学法人、大学共同利用機関法人又は公立大学法人により設置された大学又は大学共同利用機関の職を含み、前号の規定に該当する職を除く。）を兼ねること。
- (8) 本法人の関連団体の職を兼ねること。
- (9) その他著しく公益性が高いと認められる職を兼ねること。

(営利企業の役員兼業)

第3条 営利企業の役員兼業は、原則として許可しない。ただし、理事長が特別な事由が

あると認める場合は、この限りでない。

(許可申請)

第4条 職員が兼業を行う場合は、兼業許可申請書（第1号様式）により、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の兼業許可申請書につき許可、不許可を決定しその旨の兼業許可・不許可通知書（第2号様式）を交付する。

(兼業の許可基準)

第5条 理事長は、この規程に基づき兼業の申請があつた場合は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときに許可することができるものとする。

- (1) 兼業の職務内容が、職員の本務又は専門分野と密接に関係し、その職務に従事するために必要な知識及び技術等について知見を有しているとともに、教育研究活動の活性化又は本務における業務運営に資すると判断されること。
- (2) 兼業することにより、職務の遂行に支障をきたすおそれがないこと。
- (3) 申請に係る兼業先との間に、物品の購入、業務の委託等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業先の事業又は事務に従事することにより、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(兼業許可基準の特例)

第6条 自営の兼業において、当該兼業が次の各号の区分ごとに規定した基準に適合すると認めるときは、前条に規定する基準のうち第1号の基準に適合することを要しない。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合

入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の管理業務を事業者委ねること等（親族による管理も含む。）により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(2) 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業を行う場合

当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであり、かつ職員以外の者を当該事業の業務遂行の責任者としていること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(許可期間)

第7条 兼業の許可期間は、1年以内とする。ただし、当該兼業する職に関し法令等によ

り任期の定めがある場合は、5年を限度として許可することができる。

2 前項の規定に関わらず、任期の定めのある職員については、その任期の範囲内でこれを許可することができる。

3 前2項による兼業の許可期間は更新することができる。

(勤務時間の取扱い)

第8条 兼業に従事する時間は、勤務時間外（勤務時間の割振り変更により勤務時間外となる場合を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、勤務時間を割いて兼業に従事することができるものとする。

3 前項の規定により勤務時間を割いて兼業に従事した時間については、給与を減額する。ただし、当該兼業が本学の業務運営に資する場合又は兼業する職員の職務と密接に関連し職務に資する場合並びにこれに準ずる場合で理事長が認める場合はこの限りでない。

(兼業時間数の制限)

第9条 兼業の従事時間数は、勤務時間内外を含めて週20時間を超えることができない。

ただし、理事長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する従事時間数のうち、勤務時間を割いて兼業に従事する時間数は週8時間以内とする。ただし、理事長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

3 前項に規定する従事時間数のうち、第2条第5号に規定する兼業に従事する時間数は週6時間以内とする。ただし、理事長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(内容の変更、取消等)

第10条 職員は、許可を受けた兼業の内容に変更があった場合は、兼業許可申請書（第1号様式）により、再度許可を受けなければならない。

2 職員は、兼業の許可を受けた期間の途中に、許可を受けるべき事由が消滅したときは、兼業取消届出書（第3号様式）により、遅滞なく理事長に届け出なければならない。

3 理事長は、許可した兼業について、定められた許可の基準に適合しなくなったと認めるときは、当該許可を取り消すものとする。

4 理事長は、必要に応じて、許可を与えた職員に対して、兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(法人の免責)

第 11 条 兼業による事故及び災害については、法人はその責任を負わない。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日以後の期間に係る兼業のうち、施行日の前日までに地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 38 条又は教育校務員特例法第 17 条の規定に基づき許可を受けたものについては、この規程の定めるところにより兼業の許可を受けたものとみなす。
- 3 この規程にかかわらず、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項の規定及び京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 24 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき法人に派遣された職員については、京都市営利企業等の従事制限に関する規則（昭和 30 年京都市人事委員会規則第 10 号）の規定を優先して適用する。

兼業許可申請書

公立大学法人京都市立芸術大学理事長 様

所属
職名
氏名

公立大学法人京都市立芸術大学職員兼業規程第4条第1項又は第10条第1項の規定により、下記のとおり兼業の許可を申請します。

記

1 従事しようとする業務について

団体名	
従事内容	
1日に 従事する 時間	時 分から 時 分まで 時間
1週間の 出勤日数	日
予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
報酬の有無	有 ・ 無

2 その他特記事項

※ 兼業の依頼文書等の添付により、内容が分かる項目は記載不要

年 月 日

様

公立大学法人京都市立芸術大学理事長

兼業（許可・不許可）通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった兼業の許可については、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 許可する
(許可に際しての条件)

- 2 不許可とする
(理由)

兼業取消届出書

公立大学法人京都市立芸術大学理事長 様

所属
職名
氏名

公立大学法人京都市立芸術大学職員兼業規程第10条第2項の規定により，下記のとおり兼業の取消を届け出ます。

記

1 従事していた業務について

団体名	
従事内容	
許可年月日	年 月 日
許可された 予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 取消の理由